

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「従業員が誇りを持てる会社とする」、「お客様の信頼を得る」、「株主の皆様のご期待に応える」、「地域社会に歓迎される」、「国際社会の発展に貢献すること」を「5つの心得」として経営の基本方針としております。当社は、この経営の基本方針に従い、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としておりますが、この経営目標達成のため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置付け、強化に努めております。また、当社は会社経営の健全性の確保をはかり、コーポレート・ガバナンスを強化するために、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進しております。

(1) 会社の機関の基本説明

当社では、取締役を10名とすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営・監督機能と業務執行機能の役割を明確にしております。

なお、10名の取締役のうち2名が社外取締役であり、企業経営全般について助言を受けるとともに、業務執行機関に対する取締役会の監督機能の強化をはかっております。

また、監査役につきましては、監査機能の強化・充実をはかるため、全4名のうち3名を社外監査役(うち1名は常勤監査役)としております。監査役は監査役会の開催や取締役会及びその他重要な会議への出席のほか、会計監査人、内部監査室と連携をとり、国内事業所及び国内子会社並びに海外子会社等への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。

(2) 内部統制システムの整備

当社は、取締役会で決議した「内部統制システムの整備の基本方針」に基づいて、コンプライアンス体制、情報保存管理体制、リスク管理体制、効率的職務執行体制、グループ会社管理体制、監査に係る体制等を包括的に整備し、その強化に努めております。(詳しくは、本報告書の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください。)

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	28,879,000	7.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	20,850,000	5.22
公益財団法人高橋産業経済研究財団	15,447,330	3.87
三井住友信託銀行株式会社	15,349,000	3.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	13,350,000	3.34
全国共済農業協同組合連合会	10,930,000	2.74
株式会社啓愛社	10,100,000	2.53
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,057,839	2.52
株式会社三井住友銀行	10,000,475	2.51
JP MORGAN CHASE BANK 380634 (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	8,025,599	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、名古屋 第一部

決算期

3月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <small>更新</small>	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村上 光鷄	弁護士													
松岡 卓	他の会社の出身者								○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上 光鷄	○	村上光鷄氏は当社社外取締役のほか、TMI総合法律事務所客員弁護士を兼任しております。	元東京高等裁判所部総括判事及び弁護士として豊富な経験と見識を有しており、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進をはかるため社外取締役に選任しております。親会社・兄弟会社、主要株主、当社の主要な取引先、当社を主要な取引先とする企業等の出身者等ではないことから、一般株主と利益相反が生じる立場に無いので独立役員として指定しております。
松岡 卓		松岡 卓氏は当社社外取締役のほか、(株)啓愛社取締役副社長執行役員を兼任しております。当社は同社より機械設備及び鋼材等を購入するなど定常的な商取引を行っておりますが、同社との取引額は当社の取引規模からして僅少で、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはなく、一般株主と利益相反のおそ	企業経営全般について助言を受けるとともに、取締役会の業務執行機関に対する監督機能の強化をはかるため社外取締役に選任しております。

	れがないと判断しております。
--	----------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と年5回会合を開催し、監査体制、監査計画の確認、監査実施状況等の説明を受け、意見の交換等を行うとともに、国内事業所及び国内子会社並びに海外子会社における会計監査に同行し、定期的に状況を確認しております。また、監査役会は、内部監査室と定期的な打合せを行い、内部監査の年間計画及びその目的等を聴取し、内部監査の結果報告を全て受けております。監査の実施にあたっては、監査のポイント等を事前に協議し、必要に応じて内部監査に同行し立ち会っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
時丸 和好	他の会社の出身者										○			
陸名 久好	税理士													
柴崎 伸一郎	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
時丸 和好		時丸和好氏は、三井住友信託銀行(株)において、コンプライアンス統括部長、内部監査部長を歴任しております。	三井住友信託銀行(株)において、長年金融業務、コンプライアンス関連業務及び内部監査業務を担当しており、その経歴を通じて培った経験、見識に基づいて経営陣から独立した立場で監査業務を果たすことを期待しております。
陸名 久好		—	税理士としての専門的見地と財務及び会計に関する高い見識を当社の監査に反映してい

			くため社外監査役に選任しております。
柴崎 伸一郎	○	柴崎伸一郎氏は、当社社外監査役のほかに、法律事務所ジュリコム パートナー、一般社団法人日本損害協会 紛争解決委員及び東海大学医学部非常勤教授を兼任しております。	弁護士として企業法務に精通しており、その専門的知識を当社の監査に反映していくため社外監査役に選任しております。親会社・兄弟会社、主要株主、当社の主要な取引先、当社を主要な取引先とする企業等の出身者等ではないことから、一般株主と利益相反が生じる立場に無いので独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

業績連動型報酬制度を導入しております。また、業績向上に係るインセンティブとして、平成24年6月28日開催の第66回定時株主総会の決議により、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行しております。各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は1,000個であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
該当項目に関する補足説明	

取締役の報酬制度に関し、当社業績及び株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 更新	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明 更新	

事業報告においては、取締役・監査役の別(社外取締役・社外監査役についてはそれぞれ内数)に、各々の支給人員及び各々の報酬等の種類の総額を開示しております。
有価証券報告書においては、取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・社外役員のそれぞれについて、各々の報酬等の種類の総額及び支給人員を開示しております。また、報酬の総額が1億円以上である取締役について、個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員報酬につきましては、株主総会の決議により取締役・監査役それぞれの報酬限度額が決定されており、その限度額の範囲内において一定金額を報酬として定めております。
取締役の報酬は、毎月定額で支給する基本報酬と各事業年度の業績等に応じて決定される賞与、そして平成24年6月28日開催の第66回定時株主総会において決議して導入いたしましたストックオプションで構成されております。各取締役の報酬につきましては、それぞれの職務、実績及び当社の業績その他各種の要素を勘案して相当と思われる額を取締役会の決議により決定しております。なお、社外取締役につきましては、当該社外取締役の経歴等を勘案し、一定の金額を設定しております。また、社外取締役につきましては、ストックオプションの対象としておりません。
監査役の報酬は、毎月定額で支給する基本報酬のみで構成されております。各監査役の報酬につきましては監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に関するサポートは、基本的に取締役会事務局が担当しておりますが、必要に応じ関係部門が適切に対応しております。社外監査

役に関しましては、常勤監査役とコンタクトを密にし、情報の共有に努めております。また、社外取締役・社外監査役には、取締役会の資料等を事前に配布することで議案や報告事項の内容を可能な限り早くご理解いただけるよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)経営の意思決定及び監督機能

当社の経営の意思決定及び監督機能については、取締役10名による取締役会を重要な戦略的意思決定を行う最高決議機関として、迅速で戦略性の高い経営判断を行う体制とし、2名の社外取締役により企業経営全般についての助言を受けるとともに、業務執行機関に対する取締役会の監督機能の強化をはかっております。

なお、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会において定款変更を決議いただき、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

(2)経営の執行機能

当社の経営の執行機能については、執行役員制度により、執行役員に取締役の業務執行権限を委譲し、業務執行の活性化と迅速化をはかり、その充実に努める体制を構築しております。

なお、上記取締役の任期短縮に伴い、執行役員の任期も2年から1年に変更しております。

(3)経営の監視機能

当社の経営の監視機能については、監査役4名(うち3名が社外監査役)による監視体制を構築しております。

また、当社では取締役に役付は設けないことで、取締役相互の監視体制の強化をはかっております。

(4)各種機関の概要

・取締役会

原則毎月1度の定時取締役会及び適宜開催する臨時取締役会において、10名の取締役により迅速で戦略性の高い意思決定をはかっております。また、国内外における当社グループ会社に関する経営上の重要事項等について、取締役会において適宜決議・報告を行っております。

・上席執行役員会議

社長執行役員の諮問機関として位置付けております。原則毎月1度の定時上席執行役員会議及び適宜開催する臨時上席執行役員会議において、業務執行に関する協議を行っております。

・執行役員会議

四半期毎に開催の執行役員会議及び適宜開催する執行役員会議において、国内外における当社及び当社グループ会社に関する業務執行状況について報告を行い、連携強化をはかっております。

・監査役会

原則毎月1度の定時監査役会及び適宜開催する監査役打合せ会において、議論を行い、具体的問題について十分に分析検討を行っております。

また、四半期毎に代表取締役社長執行役員と意見交換会を開催しております。

・その他委員会

コンプライアンス、危機管理、情報セキュリティ等、適切な業務遂行上必要な特定事項に関し、委員会を設置しております。

(5)会計監査の状況

会計監査については、当社と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結している有限責任 あずさ監査法人が実施しており、平成26年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、中村嘉彦氏、野村哲明氏及び友野浩司氏であります。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他17名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役設置会社であります。全4名の監査役のうち3名を社外監査役(うち1名は常勤監査役)としており、客観的・独立的な立場で取締役の職務執行の監査を行っております。また、取締役全10名のうち2名を社外取締役としており、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進、業務執行機関に対する監督機能の強化をはかっております。これらの体制により、経営監視機能の中立性・客観性が十分に確保されているものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第69回定時株主総会は、開催日 平成27年6月26日に対し、招集通知の発送日を、平成27年6月4日といたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知 英訳版を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	当社ホームページに招集通知及び添付書類を掲載しております。なお、招集通知は発送日の1日前に、東京証券取引所及び当社のホームページに開示いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの投資家情報 http://www.minebea.co.jp/corp/investors/management/dpolicy/index.html において、「ディスクロージャーポリシー」を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表・期末決算発表の直後にそれぞれ説明会又は電話会議を開催しております。説明資料及び動画配信をホームページに掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けに上記説明会の英文資料をホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報 http://www.minebea.co.jp/corp/investors/index.html において、「経営方針」、「株式・債券」、「IR資料室」、「業績・財務データ」等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理・経理・IT部門 IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>『ミネベアグループ行動規範』を策定し、その中で企業は公正で自由な競争を通じて利潤を追求する組織であるにとどまらず、広く社会にとって有益な存在であることが求められていること、コンプライアンス(倫理法令遵守)が企業経営において重要なファクターとされていること、コーポレートガバナンス(企業統治の論理)の観点から企業のステークホルダー(利害関係者)に対する公正・誠実な姿勢が強く求められていること、したがって当社は企業市民として企業倫理に則した公正かつ適切な経営を実現することで、企業としての社会的責任を果たすと共に企業価値を向上させていくことを規定しております。</p> <p>さらに、企業のコンプライアンスを支えるのは、その企業を構成する役員・従業員であり、企業の取り組みに加えて、その企業を構成する一人ひとりが、これまで以上に自身の行動に自覚と責任が求められる時代になったとの認識のもと、当社グループの全ての役員・従業員が同行動規範の価値観・倫理観を共有し、具体的な行動として実践していくことを、より一層確かなものとするを目的に、同行動規範の細則として『ミネベアグループ役員・従業員行動指針』を制定しております。</p> <p>また、当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化をはかる目的でコンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、各種施策を迅速に実施するため、『コンプライアンス管理規程』を制定しております。</p>
	<p>企業の社会的責任(CSR)につきましては、「ミネベアグループのCSR基本方針」を定め、この基本方針と「ミネベアグループのCSR実践に向けた活動方針」に基づき、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを実践しております。</p>

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社はこのCSR活動を推進することを目的として、財務・コンプライアンス推進部門を設置し、全ミネベアグループのCSR活動の推進、コンプライアンス委員会を含めた倫理法令遵守体制の高度化等に注力しております。</p> <p>また、環境については、「ミネベアグループ環境方針」を定め、社長直属の環境マネジメント委員会を設置するとともに、グループ環境管理部を設け、組織的に実施しております。また、これまでもエネルギー使用量の削減には積極的に取り組んでまいりましたが、エネルギー管理担当執行役員を任命し、施設部とグループ環境マネジメント組織が協力して、さらなる削減をはかれるよう組織体制を強化しております。</p> <p>これらのミネベアグループのCSR推進活動や環境への対応については、「ミネベアグループCSRレポート」を定期的に発刊することにより、ステークホルダーをはじめとした広く社会の皆様のご理解を深めてまいります。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>『ミネベアグループ行動規範』及び『ミネベアグループ役員・従業員行動指針』において、自社の事業活動、組織運営、財務状況、及び業績についての情報を、関係法令並びに慣例に従い適切に開示する旨を規定しております。</p>
<p>その他</p>	<p>国連グローバル・コンパクトの支持を表明しております。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、自らの企業経営を規律する内部統制システムを確立することにより、コーポレート・ガバナンスを充実させ、企業としての社会的責任をより強く果たすとともに、企業価値の一層の向上をはかることといたします。
このため当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役に決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

(内部統制システムの体制等)

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社グループは、コンプライアンスに係わる管理体制を設け、グループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるため、『ミネベアグループ行動規範』(以下、「行動規範」という。)、『ミネベアグループ役員・従業員行動指針』(以下、「行動指針」という。))及び『コンプライアンス管理規程』(以下、「管理規程」という。)を定めます。

(2)「行動規範」及び「行動指針」においては、労働、安全衛生、環境保全、倫理的経営について遵守すべき具体的指針及び基準を定めており、また、その徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育等を行います。「管理規程」においては、当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針、組織体制及び運営などの基本事項を定め、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスに関する各種施策を適宜適切に実施いたします。

(3)当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処いたします。また、その徹底をはかるため「行動規範」及び「行動指針」にもその旨を明記いたします。

(4)コンプライアンス委員会の活動は定期的に、又は必要に応じ取締役会に報告いたします。

(5)当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせるため、取締役会に社外取締役を設置いたします。

2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)当社グループは、『ミネベアグループ文書管理規程』を定め、これにより文書(電磁的記録を含むものとします。)を関連資料とともに保管いたします。

(2)文書の保管期間及び保管場所は、法令に別段の定めがない限り、同規程に従います。なお、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、2日以内に当社において閲覧が可能である方法で保管いたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社グループは、リスク管理を体系的に定める『ミネベアグループ危機管理基本規程』を制定し、当社グループにおける危機管理の最高責任者を代表取締役社長執行役員とするとともに、その直属の組織として危機管理委員会を設置いたします。

(2)同規程に基づき、個々のリスクに対応する組織等で継続的に監視するほか、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。

(3)危機管理委員会は、定期的上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を行い、その結果を含めリスク管理に関する事項を定期的に、又は必要に応じ取締役会に報告いたします。

4. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(1)当社は、取締役を10名以内とすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確にして、業務執行のスピードアップをはかります。

(2)当社グループは、取締役、執行役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて、各製造本部・事業部及び部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を各製造本部長・事業部長及び部門担当が定めます。その上でITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化し、各製造本部・事業部及び部門と経営管理担当部署とが分析した結果を取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社の製造本部・事業部組織及び部門組織が、グループ会社の事業運営上の業務を適宜適切に指導いたします。

(2)当社グループに共通の「行動規範」及び「行動指針」を制定し、グループ会社の役員一体となった遵法意識の醸成をはかります。

(3)当社グループに共通の『グループ会社管理規程』を制定し、当社の日本国内及び海外におけるグループ会社に対する管理基準及び管理手続きを定め、当社及びグループ会社からなる企業集団としての事業発展、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び企業価値の向上をはかります。

(4)監査役がグループ会社の内部統制体制に関して実施する監査の実効性を高めるため、監査役への協力体制を整えます。

(5)グループ会社ごとに数値目標を設定し、数値目標の達成を定期的にレビューし、その結果をフィードバックしていきます。

(6)内部監査室は、グループ会社に定期的な監査を実施いたします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、監査業務を補助いたします。

(2)監査役がその職務を補助する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備いたします。

(3)補助使用人の監査業務補助は監査役の指揮・命令により行われます。

(4)補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。

7. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役は、次に定める事項を監査役会に報告いたします。

イ 上席執行役員会議で協議された事項

ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ハ 毎月の経営状況として重要な事項

ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

ホ 重大な法令・定款違反

ヘ コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容

ト その他コンプライアンス上重要な事項

チ 取締役又は執行役員が決議した稟議事項

リ 取締役又は執行役員が決議した契約事項

又 訴訟に関する事項

(2)執行役員は、前(1)ロ ないし ホ に関する事項を監査役会に直接報告することができます。また使用人は、前(1)ロ 及び ホ に関する重大な事

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができます。

(3)グループ会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、前(1)口ないしホに関する事項を監査役会に直接報告することができます。

(4)当社及びグループ会社の役職員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けないものいたします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役に対して、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えらるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。

(2)内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。

(3)監査役の職務の執行について生ずる費用については、原則として監査役会の立案した年間予算に基づき費用処理するものいたします。やむをえず、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものいたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

近年、暴力団をはじめとする反社会的勢力は、さまざまな形態、手段をとって活動の不透明化を進展させ、資金獲得の手段を巧妙化させています。反社会的勢力を排除していくことは、社会の治安対策上も必要ですが、企業にとっても、社会的責任、コンプライアンス、リスク管理の観点から必要かつ重要なことであります。

当社及び当社グループは、『ミネベアグループ行動規範』に、「当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処する。」と定め、『ミネベアグループ役員・従業員行動指針』に、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を断絶します。」と定めており、これらを周知徹底するとともに、担当者や担当部署任せとならないよう、反社会的勢力対応部署を定め、対応しております。

そして、社内・グループ内に「反社会的勢力による被害を防止するための取り組み」を調達して周知徹底させ、グループ全体でこれらの勢力との関係を遮断するとともに、当社グループの取引先企業に対しても、取引基本契約を締結するに際し、反社会的勢力排除の条項を盛り込むなど当社の取り組みを理解いただき、反社会的勢力との関係の遮断について協力を求めています。

付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることから、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の第68回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされておりあります。

4. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期事業計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに本基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2. 事前開示・株主意思の原則、3. 必要性・相当性確保の原則)の要件を全て充足していること、第68回定時株主総会において株主の皆様からの承認を得ており、有効期間が約3年と定められていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣から独立した社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず

独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりであります。

1. 社内体制

(1) 運営

投資家の需要に応えるべくできるだけ積極的かつ公平に情報開示を行える体制を構築するよう、努めます。

また、当社の情報開示に対する基本的な考え方を纏めた「ディスクロージャー・ポリシー」を当社ホームページにおいて公表しております。

(2) 情報開示担当者

情報開示担当者は次のメンバーと定め、会社情報の開示はこれらの情報開示担当者が行うこととします。

人事総務部門担当役員及び担当役員が指名する執行役員等

管理・経理・IT部門担当役員及び担当役員が指名する執行役員等

経営企画部門担当役員及び担当役員が指名する執行役員等

(3) 適時開示情報の内容の確認について

人事総務部門、管理・経理・IT部門及び経営企画部門並びに製造本部(機械加工品製造本部、電子機器製造本部)において、適時開示情報の内容を総合的に検討・確認します。

適時開示書類の作成は、人事総務部門人事及び総務部、管理・経理・IT部門経営管理部及び経理部並びに経営企画部門経営企画部及び広報室が担当します。

2. 情報開示の方針

(1) 公表すべき会社情報

(a) 金融商品取引法及び金融商品取引所の定める適時開示規則により開示が要請される情報

適時開示規則により、投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した場合、金融商品取引所から照会があった場合、既に開示した重要な会社情報の内容について重大な変更、中止等が行われた場合に適時開示を求めています。

また、当社では、決算説明会での発表内容等適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の需要に応えるべく、できるだけ積極的かつ公平に開示する方針を持っております。

(b) (a)の適時開示規則に該当しない情報で投資家の投資判断に大きな影響を与えると思われる情報

(2) 情報の公平な開示

当社はアナリスト、機関投資家、個人投資家、メディアを問わず、情報開示担当者を通じ全ての資本市場参加者に公平に情報開示を行います。

(3) 情報開示方法

(a) 金融商品取引所の定める適時開示規則に従い、会社情報を適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録・開示します。

(b) 報道機関に対し、会社情報を開示します。(プレスリリースの発信)

東京証券取引所 倶楽部内での記者発表及び資料投函

(注) 情報の重要度に応じ、資料投函のみにより開示する場合があります。

(c) 上記(a)、(b)による公開後、当社ホームページへの掲載や説明会の実施による開示。

情報通信技術上の障害などにより掲載時期が遅れることもあるため、ホームページにおける情報開示は、あくまでも補助的なものと位置付けております。また、当社が公開している情報の全てが掲載されていない場合や開示された情報と異なった表現の仕方をしている場合もあります。

(4) 開示後の問い合わせ

情報開示担当者が対応します。

なお、情報開示担当者以外の役職員が投資家等から問い合わせを受けた場合には、自らが回答せず、必ず情報開示担当者による連絡を徹底します。また、連絡を受けた情報開示担当者は速やかに対応します。

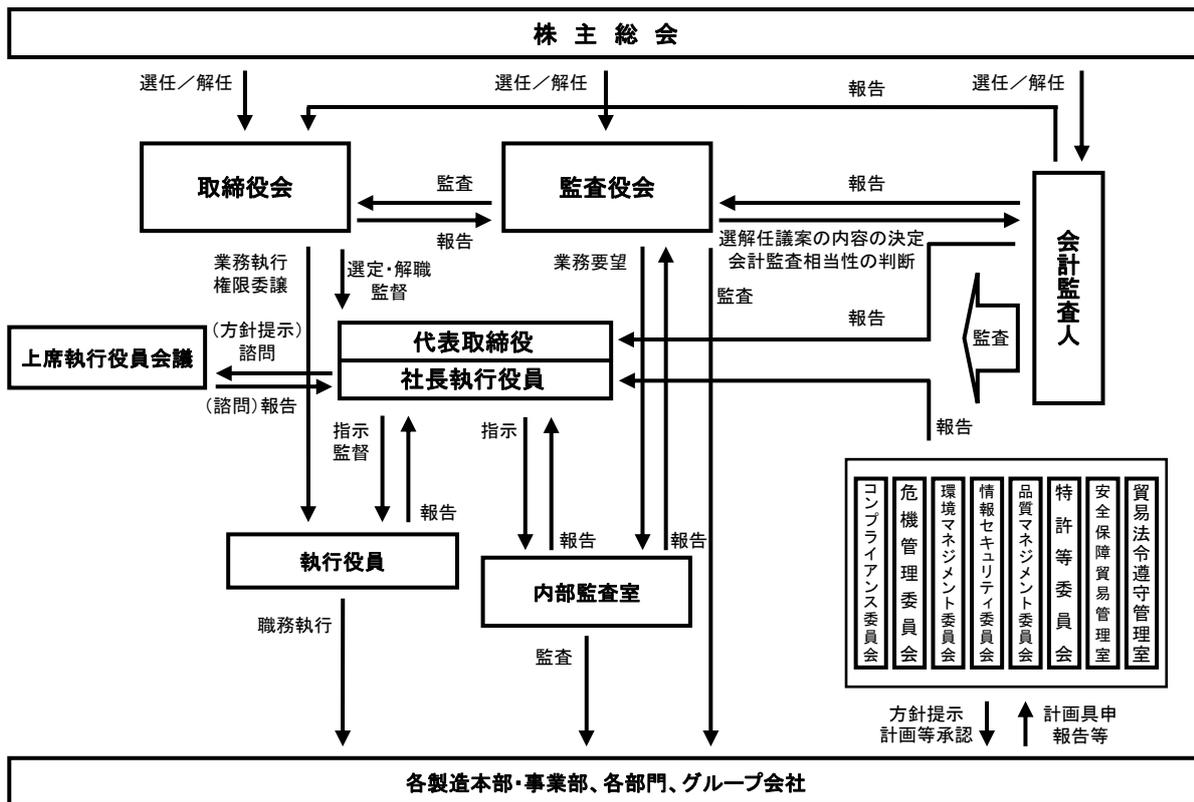
(5) 将来の見通しに関する開示

当社は、金融商品取引所に提出する第2四半期連結累計期間及び通期の業績の見通しを公表しています。これに加えて、投資家等が自ら当社の業績に関する予想を立てられるよう、見通しに関するガイダンスを提供する場合があります。

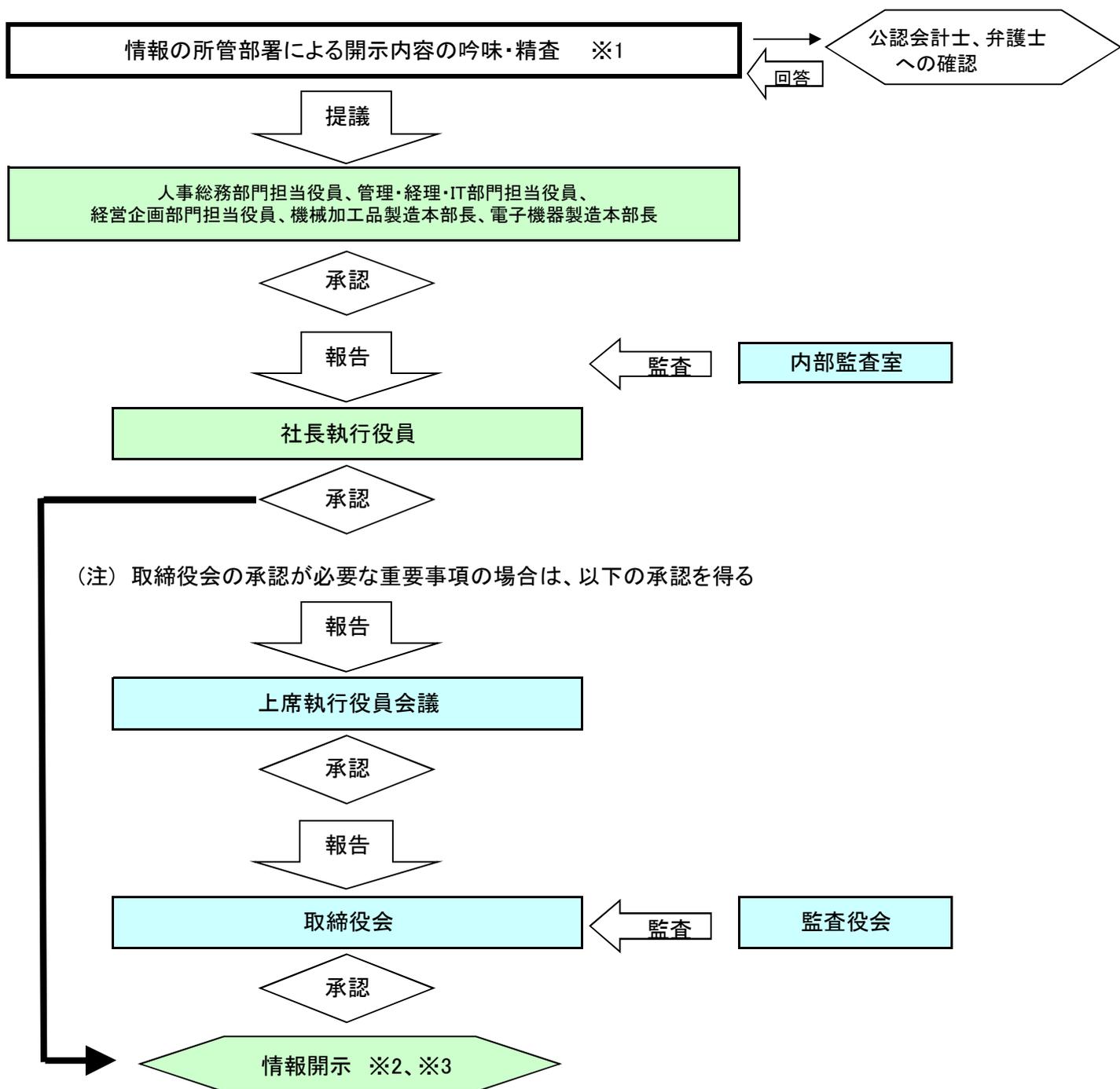
また、講演、質疑応答、当社の発行する書面、ホームページ記載内容等には、現在の計画、見通し、戦略などが含まれる場合があります。

いずれの場合におきましても、歴史的事実でないものは、一定の前提の下に作成した将来の見通しであり、また現在入手可能な情報から得られた当社経営者の判断に基づいております。

なお、将来の見通しが既に公表している予想数値と異なることが判明した場合、又は金融商品取引所の適時開示規則の重要情報に該当しない場合でも、前記「(1) 公表すべき会社情報」に則り経営管理部が重要情報と判断した際には、速やかに業績見通しの修正を公表します。



会社情報適時開示の流れ



※1 公開する会社情報

1. 金融商品取引法及び金融商品取引所の定める適時開示規則により開示が要請される情報
2. 1以外の情報で、投資家の投資判断に大きな影響を与えると思われる情報

※2 開示方法

1. 金融商品取引所 会社情報適時開示システム(TDnet)による公開
2. 東京証券取引所 兜倶楽部内での記者発表及び資料投函
3. 当社ホームページへの掲載

※3 開示後の問い合わせ

情報開示担当者が対応します。